

平成31年(ワ)第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

証拠説明書 (甲A号証)

2020年8月3日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 網 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 308	意見書	写し	2020年 7月11 日	二宮周平	<p>民法学者である二宮周平教授の本件についての意見。</p> <p>婚姻の自由の保障と夫婦関係における平等の確保という現行婚姻法の立法目的及び当事者の合意による婚姻の成立と婚姻を個人間の権利義務関係と捉える現行婚姻法の原則に照らせば、婚姻当事者を異性カップルに限定する必然性はなく、同性カップルの排除には正当化根拠が示される必要があること。</p> <p>生殖能力は婚姻の成立要件とはされておらず、婚姻の効果である嫡出推定も婚姻後に子が出生した場合における法律上の父子関係成立に関する規定であるから、嫡出推定規定のみを取り出して婚姻制度の目的が生殖や子の養育にあるということとはできないこと。</p> <p>婚姻に関する社会的意識をみても、明治憲法の家制度下や戦後の高度経済成長期には、婚姻が出産や子育てと結び付けられてきたといえるが、1980年代後半以降は、意識の変化及び家族形態の多様化が生じ、婚姻や出産は個人の私的領域に属するものと考えられるようになり、各種の統計資料を見ても、規範意識として婚姻と生殖や子育てとの結びつきは希薄になり、個人にとっての婚姻の目的や理由は多様なものとなっていることが窺われること。このような社会や意識の変化からすると、婚姻を異性カップルに限定する合理的根拠は認められないことになること。</p> <p>同性婚を規定していない民法及び戸籍法は、現行婚姻法の立法目的及び原則である婚姻の自由が当然の前提とする誰と婚姻するか（配偶者選択の自由）並びに婚姻における平等原則という憲法上の原則に違反するものであると解されること。同性婚を承認して同性カップルに異性カップルの婚姻と同様の権利義務を保障することは、異性婚に認められる権利義務に影響を及ぼすものではなく、むしろ、異性婚と同様に社会を安定化させる基盤となるとともに、性的指向に関する偏見や差別を解消し、性的マイノリティを含む人々の多様性を受容する契機にもなること。</p> <p>少数者の人権を守る砦として司法の果たすべき役割は大きいものであり、本件においても、婚姻の自由という現行婚姻法の原則を踏まえて、同性婚の承認に向けた積極的な判断がなされることが期待されること。</p>

<p>甲A 309</p>	<p>憲法24条2項についての意見書</p>	<p>写し</p>	<p>2020年 7月27日</p>	<p>駒村圭吾</p>	<p>憲法学者である駒村圭吾教授の本案についての意見。</p> <p>判例の考え方によると、婚姻制度のあり方の合憲性が問題となる事案の場合、憲法13条の権利ないし原理、14条1項の平等原則、24条1項の「婚姻をするについての自由」のいずれが問題とされる場合であっても、同時に24条2項適合性が問題となるものと解されること。</p> <p>憲法24条の制定過程全体を見ても、同性婚を排除するという合意や同性婚の導入に憲法上の障害があるとする含意はまったく見出すことができず、もっぱら婚姻と家族観の関係ないし旧来の家制度に象徴されてきた家族観を維持することの可否が議論されてきたことが窺われること。そして、24条は、個人の尊厳や両性の本質的平等という立法指針に適合する普遍的な家族形態を要請することにより、旧弊を廃した新しい「婚姻」観念を導入したものであるが、その家族観は政権者意思により憲法レベルで固定化されてはおらず、時代状況に応じた立法による制度化を認める開かれたものとされており、同性婚の導入の制度化にも開かれているものと解されること。</p> <p>判例が示した憲法24条2項による「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針」は、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと」、「両性の実質的な平等が保たれるように図ること」、「婚姻することが事実上不当に制約されることのないように図ること」という三つの規範命題に照らした婚姻制度の合理性の正当化論証を政府に求めるとともに、立法府による制度形成の際の考慮要素とされる家族の形態や国民の意識の変化について、立法の合理性を支える事実（立法事実）の認識の問題としてではなく、「個人の尊厳と両性の本質的平等」という規範に照らした法的判断の対象の側に位置付ける役割を担うものであること。</p> <p>同性婚を認めていない現行法は、婚姻という重要な法的地位に関し、自らの意思や努力により変えることのできない同性愛者であるという事柄による別異取扱いをするものであり、その合理性については厳格に審査することが必要であるところ、同性婚を排除する立法について合理的と考えられる根拠は見当たらず、仮に「婚姻は異性間で行うべきである」という「国民の意識」が存するとしても、そのような意識は「個人の尊厳」の観点からすれば排されるべきものであり、立法の合理性を裏付けるものとはならないこと。</p> <p>むしろ、個人の尊厳の観点からは、同性婚の導入が要請されるとすら考えられるものであり、少なくとも、同性カップルを婚姻制度から排除する合理性はなく、したがって、現行制度が憲法24条2項に適合しないことは明らかであること。</p>
-------------------	------------------------	-----------	------------------------	-------------	---